

本庄駅北口駅前広場等再整備方針検討業務委託
プロポーザル実施要項

1. 趣旨

この実施要項（以下「本要項」という。）は、本庄駅北口駅前広場等再整備方針検討業務を受注する事業者のプロポーザルによる選考に関して、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

（1）業務名称

本庄駅北口駅前広場等再整備方針検討業務（以下「本業務」という。）

（2）業務の目的

市では、J R高崎線の本庄駅を核とし、その北口駅前と周辺道路の整備を実施事業の柱とする「本庄駅北口周辺整備基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、令和4年2月に公表している。

計画では、北口駅前広場と隣接する民間所有地とを合わせた約2ヘクタールを「駅前街区」とし、その整備に向けた基本方針を「子ども達の声でにぎわい、全ての世代が安心して過ごせる空間づくり」としたうえで、周辺道路の整備とあわせ、必要な施策の実施を通じ、定住人口の増加とにぎわいの創出を目指すこととしている。

過年度において、市街地再開発事業により公共施設及び施設建築物の一体的整備を行うことを前提に検討を行ったが、建設費の高騰等を理由に現時点での事業成立が困難と判断されたところである。

本業務では、計画及び過去実施した検討の成果等を踏まえた上で、安全性・利便性に課題のある駅前広場等の先行的整備について、事業化に向けた検討を行うことを目的とする。

（3）業務内容

別紙「本庄駅北口駅前広場等再整備方針検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（4）履行期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

3. 提案上限額

提案上限額は金16,530,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。
業務委託料は令和7年度、全業務完了後に支払うものとする。

4. 実施型式

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(2) プロポーザル方式採用の理由

本業務は、計画に示す「子ども達の声でにぎわい、全ての世代が安心して過ごせる空間づくり」の具現化に向け、本庄駅北口駅前広場等の先行的整備について検討を行うものであり、その適切な遂行には、駅前広場の計画検討に携わった実績や土地区画整理事業といった事業手法の専門的知見のほか、本市の地域特性を踏まえた事業実現能力が必要とされるため、プロポーザル方式を採用する。

5. 提案書特定（受注候補者決定）までの事務手順

(1) 選定委員会の設置

受注候補者の決定にあたっては、本庄駅北口駅前広場等再整備方針検討業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は、応募方法、募集期間及び審査のための評価基準等を定め、企画提案書、本業務に対する提案者の意欲や理解力等をより理解するためのプレゼンテーション等を行った上で、提案内容を点数化して順位が最上位の者を本業務の受注候補者とし、随意契約の相手方に決定するものとする。なお、詳細は募集要項において定める。

また、選定委員会の事務局は都市整備部市街地整備室に置く。

(2) 選定スケジュール

募集要項において定める。

(3) 手続開始の公告

本業務の公募型プロポーザル参加者の募集にあたっては、募集要項その他必要と認める事項を公告するものとする。

また、当該公告は本庄市ホームページ及び本庄市都市整備部市街地整備室での閲覧によるものとする。

6. 公募における応募条件等

公募における応募条件、応募方法、募集期間、評価基準等は募集要項において定める。

7. 提案の公開・非公開

提出書類は、本庄市情報公開条例（平成18年本庄市条例第20号）の規定に基づく公開請求があった場合を除いて、原則として非公開とする。請求者に公開する場合を踏まえ、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないように留意すること。

8. 提案に係る費用負担

参加申込、企画提案書類の作成・提出、プレゼンテーション等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。

9. 提案書作成要領

提案内容、提案書の書式、提出方法、提出部数、提出期限、記入上の注意、提案依頼についての質疑応答等については、募集要項において定める。

10. 契約手続

受注候補者を決定した後の契約手続は、本庄市契約規則（平成18年本庄市規則第49号）による。

11. その他

この要項に定めるほか、本件プロポーザルに関して必要な事項がある場合には、選定委員会において定めるものとする。

12. 書類等提出及び問合せ先

本庄市都市整備部市街地整備室 市街地整備係 担当：福島・長原・高柳
住 所：〒367-8501 埼玉県本庄市本庄三丁目5番3号
電 話：0495-25-1138(直通) FAX：0495-24-0242
E-Mail：sigaiti@city.honjo.lg.jp